

弁償を要する資料亡失・汚損・破損の判断基準

対 象：付録を含む図書館資料

対象外：資料ケース（箱）

1 弁償事由

	対象	状態	範囲
1	水濡れ	ページや本体に歪みや波打ち、また形状が変わったとき。	波打ち部分が天・地・小口のいずれかの面積の2分の1以上又は歪みが顕著なとき。
		変色したとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする。
		カビが発生したとき。	
		乾いた後にページが密着し、剥がすことが困難なとき。	
2	しみ・汚れ・食べかす・べたつき	飲食物によるしみや汚れが付着したとき。	汚れが複数のページに及ぶとき又は天・地・小口のいずれからページの中までしみ込んでいるとき。また絵や写真、文字等が判読できないとき。
		血液・唾液・食べこぼし・糞尿等の衛生上問題がある汚れが付着したとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする。
		アイロン・鍋やタバコ等の焦げ跡が残ったとき。	
		汚れやテープ等の粘着物の付着により、ページが密着し、剥がすことが困難なとき	
3	書き込み	消すことが困難な油性ペン等の筆記用具による落書きやアンダーラインがあるとき。	絵や写真、文字等が判読できないの長さ10cm以上の書き込みは弁償対象とする。ただし、10cm以下で複数箇所を渡ってある場合は、その合計で判断するものとする。
		消すことが可能な鉛筆等による書き込みがあっても、跡が残り利用に支障があるとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする。
4	折ぐせ	折を直しても、形状が回復しないとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする
5	かみあと	かみあとによる汚破損が生じ、利用に支障があるとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする
6	異物の挟み込み・ におい	毛髪等衛生上問題のあるものを取り除くことができた場合でも、しみや	範囲に関係なく、弁償対象とする

弁償を要する資料亡失・汚損・破損の判断基準

		汚れが残っているとき。	
7	傷・切り取り・破 れ等	傷等により判読ができないとき。	範囲に関係なく、弁償対象とする。
		表紙の深い傷やへこみで利用に支 障があるとき。	

2 弁償の対象としない事由

- (1) 長年の利用による汚破損（小口の汚れやのどの割れ）と考えられるとき。
- (2) 図書館職員による修復が可能なき。
- (3) 地域資料等の非売品、又は本体価格が判明しないもの
- (4) 図書館資料の装備に係る汚破損については、弁償の対象としない。
- (5) その他館長が弁償対象と判断しないもの。ただし、繰り返したときは弁償となる場合がある。